平成二十三年四月から平成二十四年三月までの月分	一五、七四〇円
平成二十四年四月から平成二十五年三月までの月分	一五、四三〇円
平成二十五年四月から平成二十六年三月までの月分	一五、二五〇円

○厚生労働省告示第百七十三号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第十四条の九第二項の規定に基づき、国民年金の特定保険料を納付する場合に納付すべき額を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用することとしたので、同項の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民年金の特定保険料を納付する場合に納付すべき額

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に、平成二十六年三月以前の各月分に係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。）附則第九条の四の三第一項に規定する特定保険料を納付する場合に納付すべき額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

平成十八年三月以前の月分及び平成十八年四月から平成十九年三月までの月分（法附則第九条の四の三第一項の承認の日の属する月前十年以内の期間の各月を除く。）	一五、四九〇円
平成十八年四月から平成十九年三月までの月分（法附則第九条の四の三第一項の承認の日の属する月前十年以内の期間の各月に限る。）	一五、〇〇〇円
平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	一五、〇三〇円
平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	一五、一四〇円
平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分	一五、二三〇円
平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分	一五、四九〇円
平成二十三年四月から平成二十四年三月までの月分	一五、二八〇円
平成二十四年四月から平成二十五年三月までの月分	一五、一三〇円
平成二十五年四月から平成二十六年三月までの月分	一五、一〇〇円

○厚生労働省告示第百七十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第九条第三項の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額（平成二十一年厚生労働省告示第五百三十二号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表に次のように加える。

基準永住帰国日が平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間にある者	一二、一〇〇円

○厚生労働省告示第百七十五号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき、平成二十八年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

百分の九九・九五四五〇七五

○厚生労働省告示第百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の2の(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第1第2章の2の(3)中「14,480円」を「14,600円」に改め、同2の(4)中「12,140円」を「12,230円」に改め、同2の(5)中「69,710円」を「69,960円」に改め、同章の5中「42,720円」を「42,990円」に、「21,360円」を「21,500円」に改める。

別表第2の表中

小学校	中学校

を

次に掲げる学校
一　小学校
二　義務教育学校の前期課程
三　特別支援学校の小学部

次に掲げる学校
一　中学校
二　義務教育学校の後期課程
三　中等教育学校の前期課程（保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。）
四　特別支援学校の中学部

に改める。

別表第3の1の表中「119,000円」を「120,000円」に改める。

別表第6の1の表中「247,000円」を「258,000円」に改め、同3中「5,600円」を「5,700円」に改める。

別表第7の1の表中「77,000円」を「78,000円」に改め、「授業料」の下に「（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条各号に掲げるものに在学する場合を除く。）」を加え、「（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条各号に掲げるものを除く。）に通学する場合は、同法の施行前に当該高等学校等」を削り、「定められていた」を「定める」に、「高等学校における額以内の額。」を「高等学校における額以内の額」に、「29,000円」を「30,000円」に改め、同2中「77,000円」を「78,000円」に改める。

別表第8の3中「20,300円」を「22,630円」に改め、同3の表中「13,710円」を「15,290円」に、「12,000」を「13,380」に改める。

○厚生労働省告示第百七十七号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の八第一項及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第三条第一項の規定に基づき、職業訓練実施計画を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久